開　催　趣　旨

赤川水系河川整備学識者懇談会規約より抜粋

第２条（目　的）

この懇談会は、国土交通省東北地方整備局長が作成及び変更する「赤川水系河川整備計画（国管理区間）」の案及び山形県知事が作成及び変更する「赤川水系河川整備計画（県管理区間）」の案について意見を述べるとともに、**河川整備計画策定後の各種施策の進捗に関して意見を述べる**ものとする。

また、**河川整備計画（国管理区間）に基づいて実施される事業の**うち、**再評価、事後評価の対象事業の評価を行い**、東北地方整備局長に対し、意見を述べるものとする。

今回の懇談会は、下記項目を対象

- **河川環境整備事業の事業再評価**
- **河川整備計画の進捗状況**

事業評価監視委員会（再評価･完了後の事後評価実施要領　抜粋）

【報告】審議は赤川水系河川整備学識者懇談会で行い、局の事業評価監視委員会へ結果を報告。

■　再評価

第６　事業評価監視委員会

再評価の実施主体の長は、再評価に当たって事業評価監視委員会を設置し、意見を聴き、その意見を尊重するものとする。

６　河川整備計画の点検の手続きによる場合の取扱

河川事業、ダム事業については、河川整備計画策定後、計画内容の点検のために学識経験者等から構成される委員会等が設置されている場合は、事業評価監視委員会に代えて当該委員会で審議を行うものとする。

■　完了後の事後評価

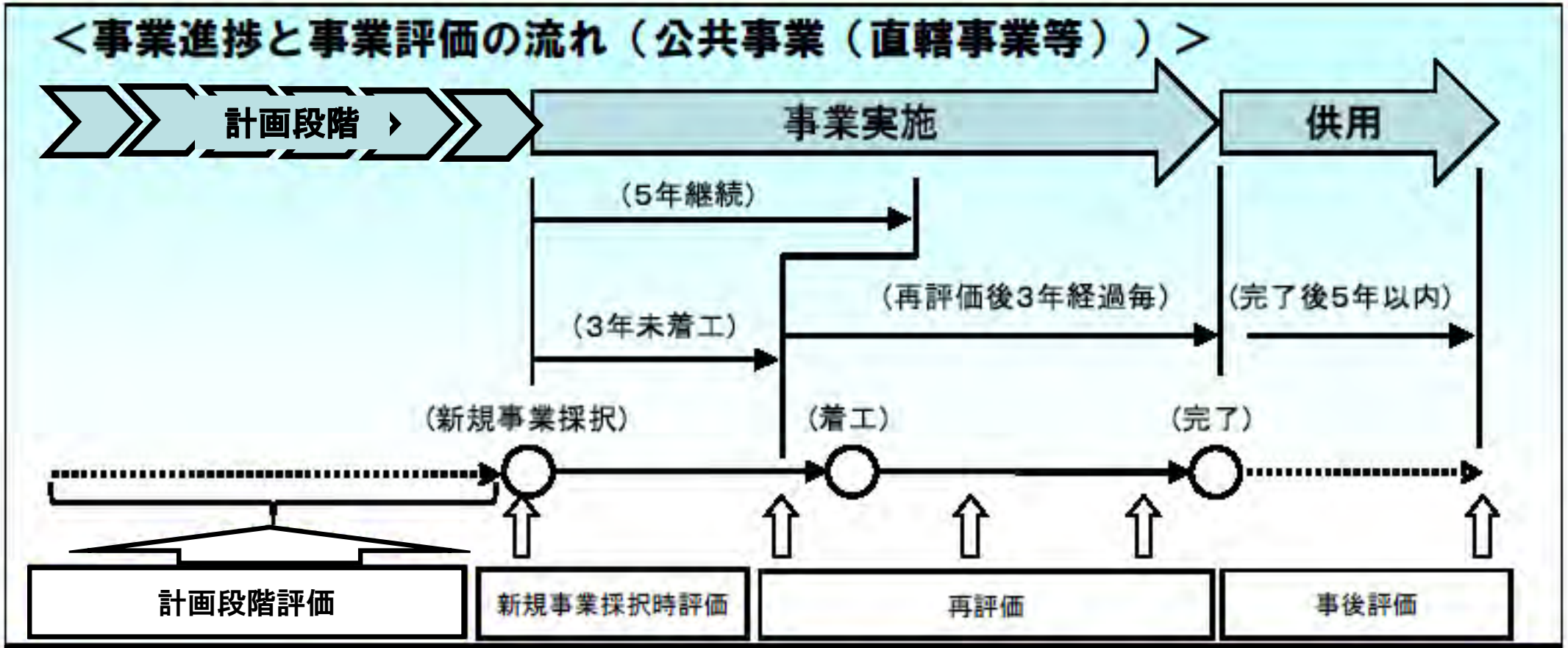
第６　事業評価監視委員会

事後評価の実施主体の長は、事後評価に当たって、「国土交通省所管公共事業の再評価実施要領」第６に定める事業評価監視委員会の意見を聴き、その意見を尊重するものとする。

５　河川事業及び「ダム等の管理に係るフォローアップ制度」の対象とならないダム事業の取り扱い

河川事業及び「ダム等の管理に係るフォローアップ制度」の対象とならないダム事業については、河川整備計画策定後、計画内容の点検のために、学識経験者等から構成される委員会等が設置されている場合は、事業評価監視委員会に代えて、当該委員会において審議を行うものとする。

事業評価の流れ



【計画段階評価】　新規事業採択時評価の前段階において、政策目標を明確化した上で、複数案の比較・評価を行うもの。

【新規事業採択時評価】　新規事業の採択時において、費用対効果分析を含め、総合的に実施するもの。

【再評価】　事業継続に当たり、必要に応じて見直しを行うほか、事業の継続が適当と認められない場合には事業を中止するもの。

【完了後の事後評価】　事業完了後の事業の効果、環境への影響等の確認を行い、必要に応じて、適切な改善措置、同種事業の計画・調査のあり方等を検討するもの。

赤川水系河川整備計画（国管理区間） 事業評価の経緯

（前回は事業評価監視委員会）

平成22年11月　事業再評価　赤川総合水系環境整備事業

（前回の懇談会）

平成24年8月　河川整備計画　策定

（今年の懇談会）

平成25年11月　事業再評価　赤川総合水系環境整備事業

再評価
3年毎

「公共事業の事業評価実施要領改定（H22.4.1）」により、再評価サイクル短縮

「公共事業の事業評価実施要領改定（H23.4.1）」により、事業評価に関する資料の保存期間延長